旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 26 年５月 12 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社感動大陸　②第三種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5549号　④株式会社感動大陸　東京都杉並区和田三丁目50番15号　代表取締役　早川賢　⑤東京営業所　東京都中央区日本橋１―２―10東洋ビル３Ｆ　⑥平成16年12月24日　⑧平成26年４月２日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都杉並区和田三丁目50番15号　株式会社感動大陸　代表取締役　早川賢

Ｂ　①ＬＸクリエイト株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―6103号　④ＬＸクリエイト株式会社　東京都中央区日本橋馬喰町１―13―８リレント日本橋２階　代表取締役　林欣　⑤本社営業所　東京都中央区日本橋馬喰町１―13―８リレント日本橋２階　⑥平成20年10月14日　⑧平成25年10月13日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都中央区日本橋馬喰町１―13―８リレント日本橋２階　ＬＸクリエイト株式会社　代表取締役　林欣

Ｂ　①美山エコツーリズム　②第３種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３―565号　④一般財団法人美山町自然文化村　京都府南丹市美山町中下向56番地　理事長　中島三夫　⑤美山エコツーリズム　京都府南丹市美山町中下向56番地　⑥平成19年12月21日　⑧平成26年３月31日　⑩300万円　⑪京都府知事　⑫京都府南丹市美山町中下向56番地　一般財団法人美山町自然文化村　代表清算人　中島三夫

Ｂ　①サン・サンサービス株式会社　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―1736号　④サン・サンサービス株式会社　大阪市中央区高津２丁目８番４号　代表取締役　盧坤騰　⑤本社営業所　大阪市中央区高津２丁目８番４―201　⑥平成８年４月18日　⑧平成26年４月18日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市中央区高津２丁目８番４号　サン・サンサービス株式会社　代表取締役　盧坤騰

Ｂ　①株式会社青陽　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―1869号　④株式会社青陽　大阪府東大阪市小若江三丁目５番14号　代表取締役　佐々木敏文　⑤本店営業所　大阪府東大阪市小若江三丁目５番14号　⑥平成９年６月25日　⑧平成26年３月31日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府大阪狭山市大野台一丁目31番33号　株式会社近大アシスト　代表取締役　米田隆一

Ｂ　①株式会社東洋装備　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３―678号　④株式会社東洋装備　福岡県福岡市博多区千代３丁目６番８―102号　代表取締役　伊豆丸秀雄　⑤本社営業所　福岡県福岡市博多区千代３丁目６番８―102号　⑥平成19年11月28日　⑧平成26年３月20日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県福岡市博多区千代３丁目６番８―102号　株式会社東洋装備　代表取締役　伊豆丸秀雄

Ｂ　①株式会社ワンダーイヤーズ　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３―705号　④株式会社ワンダーイヤーズ　福岡県福岡市早良区飯倉２丁目９―15　代表取締役　今井亮介　⑤本社営業所　福岡県福岡市中央区赤坂１丁目15―６ミナミビル505　⑥平成21年５月14日　⑧平成26年４月10日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県福岡市中央区赤坂１丁目15―６ミナミビル505　株式会社ワンダーイヤーズ　代表取締役　今井亮介

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 26 年５月 12 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①共栄観光　②第３種旅行業　③滋賀県知事登録旅行業第３―94号　④齋藤英司　蒲生郡日野町大字上野田157番地１　⑤本社営業所　蒲生郡日野町大字上野田157番地１　⑥昭和56年５月19日　⑦平成26年３月31日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社日新トラベル　②第３種旅行業　③新潟県知事登録旅行業第３―241号　④有限会社日新トラベル　新潟市西蒲区巻甲4120番地１　代表取締役　永井等　⑤本社営業所　新潟市西蒲区巻甲4120番地１　⑥平成５年３月29日　⑦平成26年３月28日　⑧60万円　⑨300万円